



様式第4号(第3条関係)

公文書部分公開決定通知書

26鞍情公第2-2号
平成26年6月6日

■■■■ 殿

(実施機関の長)

鞍手町長 徳島 眞次



平成26年5月29日付けの公文書公開の請求については、公文書の一部を公開することに決定したので、鞍手町情報公開条例第7条第3項の規定により、通知します。
なお、公文書の公開を受ける際には、この通知書を係員に提示してください。

| | | |
|--|---|--|
| 公開の請求に係る公文書の件名又は内容 | 鞍手s g 出品商品売上表 (鞍手s gの月ごとの売上、数量等の根拠) | |
| 公文書の公開を行う日時及び場所 | 日 時 | 年 月 日 午前 時 分 ~ 午前 時 分 午後 時 分 ~ 午後 時 分 ※ 当日都合が悪い場合は、あらかじめその旨を電話等で担当課に連絡してください。 |
| | 場 所 | 平成26年6月6日に郵送 |
| 公文書の一部を公開しない理由 | 鞍手町情報公開条例第12条に該当 (理由) 法人等情報 | |
| [公開しないことと決定した部分の公開をすることができる期日が明らかな場合] 当該公文書は、 年 月 日以後に公開できますので、その日以後改めて公文書公開の請求をしてください。 | | |
| 問い合わせ先 | 地域振興 課 地域振興 班 ☎ 0949-42-2111 内線(343) | |
| ※ この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、実施機関に対して不服申立てをすることができます。また6ヶ月以内であれば、実施機関を被告として訴訟を提起することができます。 | | |

様式第5号(第3条関係)

公文書非公開決定通知書

26鞍情公第1-2号
平成26年6月6日

■■■■ 殿

(実施機関の長)

鞍手町長 徳島 眞次



平成26年5月29日付けの公文書公開の請求については、鞍手町情報公開条例第7条第3項の規定により、次のとおり公開しないことに決定したので、通知します。

| | |
|---|--|
| 公開の請求に係る公文書の件名又は内容 | 「JAPAN satisfaction guaranteed」及び「鞍手sg」のWEBサイト掲載情報の修正依頼についての記録 |
| 公文書を公開しない理由 | 鞍手町情報公開条例第2条に定める公文書の存在なし |
| ※ 公開をすることができる期日が明らかな場合 当該公文書は、 年 月 日以後に公開できますので、その日以後改めて公文書公開の請求をしてください。 | |
| 問い合わせ先 | 地域振興課 地域振興班 ☎ 0949-42-2111 内線(343) |
| なお、この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、実施機関に対して不服申立てをすることができます。また6ヶ月以内であれば、実施機関を被告として訴訟を提起することができます。 | |